



平成 26 年 12 月 19 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 保坂光二
(コード番号 8925 東証二部)
問合せ先 常務取締役 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

(訂正)「第三者割当てにより発行される第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 26 年 12 月 12 日に発表した「第三者割当てにより発行される第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ」の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

(別紙 1)

【訂正前】

<前略>

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第 24 項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

<中略>

15. 社債の償還の方法及び期限

<中略>

(3) 当社による繰上償還

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、当社は、本社債権者に対して、償還日の 2 週間前までに通知を行

うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で償還しなければならない。

<中略>

(6) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については第16項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

16. 新株予約権の内容

<中略>

(14)① 行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえで、本項第(4)号の行使請求期間中に第25項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第25項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

<中略>

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

25. 行使請求受付場所

株式会社アルデプロ 管理本部

26. 募集方法

その他の者に対する割当の方法による。

27. その他

<後略>

【訂正後】

<前略>

4. 新株予約権付社債券の不発行

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。

<中略>

15. 社債の償還の方法及び期限

<中略>

(3) 当社による繰上償還

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再

編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で決議した場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還日の2週間前までに通知を行うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で償還しなければならない。

<中略>

(6) 当社は、法令に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については第16項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

<中略>

16. 新株予約権の内容

<中略>

(14)① 行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえで、本項第(4)号の行使請求期間中に第24項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第24項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

<中略>

24. 行使請求受付場所

株式会社アルデプロ 管理本部

25. 募集方法

その他の者に対する割当の方法による。

26. その他

<後略>

(別紙2)

【訂正前】

<前略>

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

<後略>

【訂正後】

<前略>

20. その他

<後略>

以上